

## 平成31年度 富加町私立幼稚園就園奨励費補助金について

### 1 趣旨

富加町では、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、負担した保育料及び入園料を、園児の属する世帯の所得の状況に従い補助金を交付することで、経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興と充実を図ります。

### 2 対象者と補助金額

富加町に居住し、私立幼稚園に就園する園児（満3歳・3歳・4歳・5歳児）の保護者で、【別表第1】【別表第2】「平成31年度富加町幼稚園就園奨励費補助金交付限度額（年額）」の所得階層区分に該当する方が対象となります。補助金額は、実際に支払った保育料等が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

### 3 申請方法等

10月以降に該当する方に、個別に案内をします。

平成31年度富加町幼稚園就園奨励費補助金交付限度額（年額）

別表第1(第4条第2項、第4条第3項)

| 世帯区分 |  | 補助対象経費          | 補助対象限度額(年額) |          |          |
|------|--|-----------------|-------------|----------|----------|
|      |  |                 | 第1子         | 第2子      | 第3子以降    |
| A    | 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯    | 入園料、保育料<br>の合計額 | 308,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
| B    | 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯               |                 | 228,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
|      | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯           |                 |             |          |          |
| C    | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯  |                 | 156,000円    | 204,000円 | 308,000円 |
| D    | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯 |                 | 96,000円     | 174,000円 | 308,000円 |
| E    | 上記区分以外の世帯                              | —               | 162,000円    | 308,000円 |          |

備考

- 1 世帯区分A及びB、並びにCの世帯については多子計算の算定対象の年齢制限(従来の年齢制限は小学校3年生以下の兄・姉を対象範囲とする。)を撤廃し、年齢に関わらず多子計算の対象とする。ただし、生計を一にする者に限る。
- 2 世帯区分D及びEの世帯については同一世帯の小学校3年生までの兄、姉の年齢の高い順に「第1子」「第2子」「第3子以降」と数える。同一世帯から認可保育所、認定こども園及び障害児通園施設等に在園している兄・姉がいる場合は、当該兄・姉を多子軽減の算定対象人数とみなす。
- 3 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 4 途中入退園補助対象限度額算出式
  - (1) 当該年度において入園料を負担している場合、補助金年額/15×(補助対象月数+3)
  - (2) 当該年度において入園料を負担していない場合、補助金年額/12×補助対象月数

5 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。6 市町村民税の所得割課税額は租税特別措置法による住宅借入金

等特別税額控除、配当控除、配当割額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、株式等譲渡所得割額控除などの適用前の額とする。ただし、調整控除は適用後の額とする。

別表第2(第4条第2項)

| 世帯区分 |                                       | 補助対象経費      | 補助対象限度額(年額) |          |          |
|------|---------------------------------------|-------------|-------------|----------|----------|
|      |                                       |             | 第1子         | 第2子      | 第3子以降    |
| B    | 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯              | 入園料、保育料の合計額 | 308,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
|      | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯          |             |             |          |          |
| C    | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯 |             | 228,000円    | 308,000円 | 308,000円 |

備考

- 1 ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
  - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
  - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
  - (8) その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 2 世帯区分B及びCの世帯については多子計算の算定対象の年齢制限(従来)の年齢制限は小学

校3年生以下の兄・姉を対象範囲とする。)を撤廃し、年齢に関わらず多子計算の対象とする。また、同一世帯から認可保育所、認定こども園及び障害児通園施設等に在園している兄・姉がいる場合は、当該兄・姉を多子軽減の算定対象人数とみなす。

3 途中入退園補助対象限度額算出式

(1) 当該年度において入園料を負担している場合補助金年額/15×(補助対象月数+3)

(2) 当該年度において入園料を負担していない場合補助金年額/12×補助対象月数

4 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

5 市町村民税の所得割課税額は租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、配当割額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、株式等譲渡所得割額控除などの適用前の額とする。ただし、調整控除は適用後の額とする。